

# 大阪柔整だより

## — 療養費適正化理念について —

平成 28 年 3 月 26 日(土)大阪柔整会館 5 階大ホールにおいて開催された「平成 28 年大阪保険講演会」について、本会会員をはじめ様々な方からの反響や問い合わせ、協力要請等があった。

大阪府の指導監査課からは、「大阪臨床整形外科医会が大阪保険講演会を信頼のもとに後援されたこと、また、この度の療養費適正化理念のような取り組みは素晴らしいことである。理念のなかにある不正請求排除については、指導監査課としても近畿厚生局と連絡を取り合い対応させて頂きたい。違法広告に関しても、接骨院が慰安目的の足つぼマッサージや、リラクゼーションなどと府民に職業を誤解させないようにするのも私達の仕事です。」とのお言葉を頂いた。

大阪府下の保健所を管轄されている大阪府保健医療企画課からは、「違法広告に対し情報を頂ければ各保健所に連絡し、保健所から接骨院に指導します。指導後に改善されない場合は、指導監査課と相談のうえ、直接、大阪府から接骨院に指導します。今後は、各政令指定都市とも連携して行っていきます。」とのお言葉を頂いた。

大阪市の保健所からは、「違法広告の苦情は、柔道整復師のみならず医療関係者からもあります。違法広告は正しく広告している接骨院に迷惑がかかり、また、大阪市民が困惑するものと思われる。違法広告があれば直接、大阪市の保健所に情報提供してください。」とのお言葉を頂いた。

一部の個人請求団体からは、「受領委任の廃止を求める整形外科医と療養費を少しでも抑制したい保険者に乗せられ、柔道整復師の魂を売った大阪社団。今回の療養費適正化理念の発表は全くの愚行である。」と非難されているようだが、そのような事は全くありえない。

大阪府柔道整復師会としては、当たり前の事を自ら襟を正し、真なる柔道整復師のみ生き残れる業界を目指し、国が掲げる療養費適正化に真摯に取り組む所存である。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会

## 介護保険のコラム Vol.15

### ～マズローの自己実現理論 その2～

医療・介護の現場では、患者や利用者のマイナス面を取り除き、その方が望む自己実現を支援するという目標があります。その考え方の一つであるマズローの「自己実現理論」を前回に引き続き、高齢者の生活や身体状況に置き換えてご紹介したいと思います。

#### ・高齢者に置き換えると？

高齢者が要介護状態になるのは、身体的な機能の低下や、認知症の症状が進行するなど様々な要因が重なり人それぞれです。この「自己実現理論」を高齢者に置き換えると、要介護状態になり、疎外される欲求の特徴について、心の様子や行動の理解に役立ちます。

#### 1) 生命や安全が脅かされることへの恐怖や不安（生理的欲求/安全の欲求）

老化に伴い身体機能が低下し、可能な生活動作が少なくなる事で生命維持のための欲求が充足されにくい状態に陥りやすくなります。

例えば、脱水状態などは身体が水分を必要としていても「のどが渴いた」という身体からの欲求が意識されずに、摂取が間に合わなくなり状態が悪化するようなケースがあります。

#### 2) 社会活動、人間関係の縮小（社会的所属と愛の欲求）

要介護状態の方は、自立的な行動に制約がかかることも多い為、人間関係や社会活動が縮小しやすくなります。しかし、家族と暮らし、自宅で介護を受けている方は、家族への欲求が強くなりすぎて家族が困惑することもあります。

#### 3) 自尊心の低下（承認（尊重）の欲求）

自尊心は人間の尊厳の大きな要素であると考えられています。できていた事ができなくなった、参加できていたことに参加できなくなったなどの変化は、元々その人が自尊心を持っていた行動の価値を変化させます。

自尊心は一人で育むものではなく、社会的な承認を必要としているものと考えられています。介護が必要な状態であっても、できることを自分自身で行えるようにすることは、自尊心を持ち続けることに重要な意味を持っています。

#### 4) 自己実現の疎外（自己実現の欲求）

要介護状態になる前に「こんなことをしたい」「こんな生活をしていたい」など思い描いていたことの変更を余儀なくされる場合があります。しかし、やりたいことをする気持ちを持ち続けることはとても大切で、どのような状態でも自己実現の欲求を保てるようにする必要があります。

このように医療・介護の現場で高齢者と接する際は、どのようなマイナス面を排除し、その方がどのような自己実現を望んでいるかを考えて頂けたら幸いです。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

### 長期施術継続理由書について

捻挫・打撲・挫傷の施術が、初検の日から3月を超えて継続する場合は、健康保険の「柔道整復施術療養費支給申請書」(レセプト)に、負傷部位、症状及び施術の継続が必要な理由を明らかにした「長期施術継続理由書」の記載が必要です。

また、施術が3月を超えて継続し、1月間の施術回数が10～15回以上の場合、負傷部位ごとに、症状及び3月を超えて頻度の高い施術が必要な理由の記載が必要です。

**\*後期高齢者医療被保険者証の一齐更新(定期判定)について\***

大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者証の有効期限は、毎年8月の定期判定に併せ、原則として8月1日から翌年7月31日までの1年間となっています。

平成27年7月交付の被保険者証の有効期限は、平成28年7月31日までとなります。

このたび有効期限を平成29年7月31日とした、新しい被保険者証が市区町村を通じ、発送されます。

なお、一部負担金の割合が8月から変更になる場合がありますので、必ず被保険者証の確認をお願いします。

○ 被保険者証の表示例

有効期限	平成29年7月31日
資格取得年月日	資格を取得した日
発効期日	資格取得日もしくは被保険者番号、負担割合の変更日
交付年月日	平成28年7月1日
一部負担金の割合	3割(平成28年7月31日まで1割)

※交付年月日が上記と異なる場合があります。

※7月と8月以降の一部負担金の割合が同じ場合は、8月以降の割合のみ表示されています。

形状：「橙色」から「薄緑色」に変更。(大きさ及び紙の厚さに変更はありません。)  
従来の被保険者証(橙色)は平成28年8月1日から使用できません。

**\*平成28年4月より変更の医療費助成制度\***

	変更内容	変更前 (平成28年3月施術分まで)	変更後 (平成28年4月施術分から)
岸和田市	制度名 通院医療費対象年齢 所得制限	「子ども医療費助成制度」 0歳～9歳(小学3年生修了)まで 所得制限なし	変更なし 0歳～15歳(中学校修了)まで 変更なし

※本会ホームページにて「乳幼児・子ども医療費助成制度一覧」掲載

**保険者変更通知**

変更前	内容	変更後	変更日
厚生労働省第二共済組合 西群馬病院所属所 31100134	名称変更	厚生労働省第二共済組合 渋川医療センター所属所 31100134	H28年3月26日
	新設	地域医療振興協会健康保険組合 06139869	H28年4月1日
	新設	マクニカ健康保険組合 06142251	H28年4月1日
	新設	池友会健康保険組合 06401228	H28年4月1日
	新設	巨樹の会健康保険組合 06410120	H28年4月1日

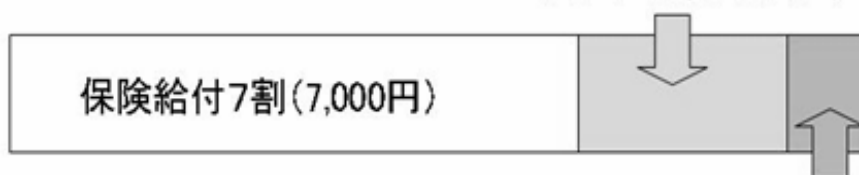
## 大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合

福祉医療費助成(2,000円)



患者負担1,000円(上限)

○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。